



佐賀県公報

平成16年
1月23日
(金曜日)
第 12407号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

告目示次

- 公 告**

 - 道路の区域の変更 (四七・道 路 課)
 - 道路の供用開始 (四八・" ")
 - 道路の区域の変更 (四五・" ")
 - 道路の供用開始 (五〇・" ")
 - 道路の区域の変更 (五一・" ")
 - 道路の供用開始 (五二・" ")
 - 道路の区域の変更 (五三・" ")
 - 都市計画事業変更の認可 (五四・まちづくり推進課) 四
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (五五・河川砂防課) 四
 - 大規模小売店舗の変更に係る意見 (商 工 課) 四
 - 川副東部土地改良区営土地改良事業計画変更決定 (農 村 計 画 課) 五
 - 川副北部土地改良区営土地改良事業計画変更決定 (農 村 計 画 課) 五
 - 南川副南部土地改良区営土地改良事業計画変更決定 (農 村 計 画 課) 五
 - 七山村営馬川地区土地改良事業計画変更決定 (農 村 計 画 課) 五
 - 佐賀東部地域森林計画の変更 (林 政 課) 六
 - 佐賀西部地域森林計画の変更 (林 政 課) 六
 - 都市計画法及び佐賀県都市計画公聴会規則に基づく公聴会の開催 (まちづくり推進課) 六
 - 佐賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する (まちづくり推進課) 六

○告示

●佐賀県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年一月二十三日から平成十六年二月二十二日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年一月二十三日

佐賀縣知事 古川 唐

道路の種類	路	間	区	及び路線名
の				
後 変 更 の 別 前				
メ幅				
リトル				
員				
メ延				
リトル				
長				

104

104

一般国道

11

104

1

●
佐賀

●佐賀県告示第四十八号

○開発行為に関する工事の完了		○佐賀都市計画区域の区分に関する都市計画案の総覽		○鳥栖基山都市計画区域の区分に関する都市計画案の総覽		○鳥栖基山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画案の総覽		() 八	
○告示		○佐賀県告示第四四十七号		道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。		道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を表示した図面は、平成十六年一月二十三日から平成十六年二月二十一日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の総覽に供する。		() () () () () () () () () ()	
平成十六年一月二十三日		佐賀県知事 古川康		道路の種類 及び路線名		区間		区域	
一般国道 五〇〇号		鳥栖市幡崎町字藤ヶ瀬八三九番三地 先から まで		鳥栖市姫方町字嫁坂三五一番六地先		後		後 変更前	
前		一八・〇		四三・〇		メートル幅員		メートル延長	
一一・四		二三・五		八一八・〇		八一八・〇		() () () () () () () () () ()	
まで		鳥栖市姫方町字嫁坂三五一番六地先 先から まで		鳥栖市幡崎町字藤ヶ瀬八三九番三地		七九七・八		() () () () () () () () () ()	

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年一月二十三日から平成十六年二月二十二日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年一月二十三日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間		後の別前 変更前	幅 メートル員	延 長 メートル	一般国道 二〇七号	路線名	供用開始の区間 地先から	供用開始の期日
	区	間							
一般国道 二〇七号	杵島郡江北町大字山口字四本杉一七	杵島郡江北町大字山口字四本杉一八	九〇番一地先から	一九・四	九・五	杵島郡江北町大字八町字二本杉一八	杵島郡江北町大字八町字二本杉一八三四番一	杵島郡江北町大字山口字四本杉一七九〇番一	杵島郡江北町大字山口字四本杉一七九〇番一
	杵島郡江北町大字八町字二本杉一六	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九	五九番一地先から	一九・四	九・五	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一
	杵島郡江北町大字山口字四本杉一七	杵島郡江北町大字山口字四本杉一八	九〇番一地先から	一九・四	九・五	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一
	杵島郡江北町大字八町字二本杉一六	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九	九八番一地先まで	一九・四	九・五	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一
	杵島郡江北町大字八町字二本杉一六	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九	三九番一地先まで	一九・四	九・五	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一
	杵島郡江北町大字八町字二本杉一六	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九	五九番一地先から	一九・四	九・五	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一
	杵島郡江北町大字八町字二本杉一六	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九	三九番一地先まで	一九・四	九・五	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一
	杵島郡江北町大字八町字二本杉一六	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九	五九番一地先から	一九・四	九・五	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一
	杵島郡江北町大字八町字二本杉一六	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九	五九番一地先まで	一九・四	九・五	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一
	杵島郡江北町大字八町字二本杉一六	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九	九八番一地先まで	一九・四	九・五	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一	杵島郡江北町大字八町字二本杉一九九八番一

●佐賀県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年一月二十三日から平成十六年二月二十二日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年一月二十三日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第四十九号	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
	その区間を表示した図面は、平成十六年一月二十三日から平成十六年二月二十二日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供す

道路の種類 及び路線名	道路の区間		後の別前 変更前	区	域
	区	間			
中野武雄線	武雄市朝日町大字甘久字柳瀬一〇三 六番一地先から ○八番四地先まで	武雄市武雄町大字甘久字柳瀬一〇三 六番一地先から ○八番四地先まで	前	一六・〇 六・六	一六・〇 四三八・五
			二・二		
			六・七	四四〇・三	
●佐賀県告示第五十一号					
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次 とおり道路の供用を開始する。					
その区間を表示した図面は、平成十六年一月二十三日から平成十六年二月二 十二日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供す る。					
平成十六年一月二十三日	佐賀県知事 古川 康	路線名 供用開始の区間	区間	変更前 後	幅員 メートル
県道 中野武雄線	武雄市朝日町大字甘久字柳瀬一〇三六番一地 先から 地先まで	平成一六・一・二三	供用開始の期日		

道路の種類 及び路線名	道路の区間		後の別前 変更前	区	域
	区	間			
久間深浦線	藤津郡塩田町大字久間字小泉乙四三 四九番一地先から 杵島郡有明町大字深浦字一本松二六 六四番一地先まで	藤津郡塩田町大字久間字小泉乙四三 四九番一地先から 杵島郡有明町大字深浦字一本松二六 四七番一地先まで	前	三一・二 八・五	三一・二 八・五
			後		
			三・三	三、七五三・六	
●佐賀県告示第五十三号					
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次 とおり道路の供用を開始する。					
その区間を表示した図面は、平成十六年一月二十三日から平成十六年二月二 十二日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供す る。					
平成十六年一月二十三日	佐賀県知事 古川 康	路線名 供用開始の区間	区間	変更前 後	幅員 メートル
県道 中野武雄線	武雄市朝日町大字甘久字柳瀬一〇三六番一地 先から 地先まで	平成一六・一・二三	供用開始の期日		

●佐賀県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路
の区域を次のとおり変更する。

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 久間深浦線	藤津郡塩田町大字久間字小泉乙四三四九番一 杵島郡有明町大字深浦字一本松二六六四番一	地先から 地先まで
		平成一六・一・一三
●佐賀県告示第五十四号		
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。		
平成十六年一月二十三日	佐賀県知事 古川 康	
一 施行者の名称 伊万里市		
二 都市計画事業の種類及び名称 伊万里都市計画道路事業 三・四・六号 伊万里駅前線		
三 事業施行期間 平成十年九月九日から		
平成十七年三月三十日まで		
四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし		
●佐賀県告示第五十五号		
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。		
その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、武雄土木事務所及び武雄市役所		

に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年一月二十三日

佐賀県知事 古川

庚

県道
久間深浦線
地先から
杵島郡有明町大字深浦字一本松二六六四番一
地先まで
平成一六・一・一一三

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次直線で結んだ線及び標柱七号と標柱一号を直線で結んだ線に囲まれた区域

七	六	五	四	三	二	一	標柱番号
"	"	"	"	"	"	武雄市	市
"	"	"	"	"	"	西川登町	町
"	"	"	"	"	"	神六	大字
"	"	"	"	"	"	円所原	字
二 三 五 一 八 番 一	三 三 五 三 九 番 三	三 三 五 三 九 番 一	三 三 五 〇 一 番	三 三 五 一 九 番	三 三 四 七 〇 番	二 二 四 七 八 番 三	地 番

○
公
告

四 事業地

使用の部分
なし

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条
第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、唐津市及び地元住

●佐賀県告示第五十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域とし

て指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、武雄土木事務所及び武雄市役所

スーパーセンタートライアル唐津店
唐津市栄町2579番地1外

2 届出の内容

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町村名

唐津市

イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県経済部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年1月23日から
平成16年2月22日まで

川副町役場

佐賀郡川副町大字鹿江623番地1 川副東部土地改良区理事長 江口善己か
ら認可申請の川副東部土地改良区當土地改良事業（維持管理）の計画変更につ
いては、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する
同法第8条第1項の規定により適当と決定した。
なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年1月23日

佐賀県知事 古川 康

川副東部土地改良区當土地改良事業（維持管理）の変更後の計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年1月26日から平成16年2月23日まで

3 縦覧の場所

川副町役場

佐賀郡川副町大字鹿江623番地1 川副北部土地改良区當土地改良事業（維持管理）の変更後の計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年1月26日から平成16年2月23日まで

3 縦覧の場所

佐賀県知事 古川 康

佐賀郡川副町大字鹿江623番地1 南川副南部土地改良区當土地改良事業（維持管理）の計画変更につ
いては、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する
同法第8条第1項の規定により適当と決定した。
なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年1月23日

1 縦覧に供する書類

佐賀県知事 古川 康

平成16年1月23日（金）

第12407号

1 縦覧に供する書類

南川副南部土地改良区當土地改良事業（維持管理）の変更後の計画書の写

۷

הנְּצָרָה

3 縦覧の場所

川副町役場

七山村長 岡本研一から協議のあった七山村営土地改良事業（里地棚田保全

第195号) 第96条の3 第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適當と決定した。

平成16年1月23日

佐賀県知事 舌川 康

1 縦覧に供する書類

七山村當土地改良事業（里地棚田保全整備 農道整備）馬川地区の変更後の計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年1月26日から平成16年2月23日まで

七山村役場

総覧する森林計画	総 覧 場 所
佐賀東部地域森林計画区 佐賀県水産林務局林政課及び各農林事務所 関係市役所及び町村役場（佐賀市、鳥栖市、多久市、 武雄市、鹿島市、佐賀郡大和町及び富士町、神埼郡神 埼町、東脊振村、脊振村及び三瀬村、三養基郡基山町、 中原町、北茂安町及び上峰町、小城郡小城町、三日月 町及び牛津町、杵島郡山内町、北方町、大町町、江北 町、白石町及び有明町並びに藤津郡太良町、塙田町及 び嬉野町）	佐賀県水産林務局林政課及び各農林事務所 関係市役所及び町村役場（佐賀市、鳥栖市、多久市、 武雄市、鹿島市、佐賀郡大和町及び富士町、神埼郡神 埼町、東脊振村、脊振村及び三瀬村、三養基郡基山町、 中原町、北茂安町及び上峰町、小城郡小城町、三日月 町及び牛津町、杵島郡山内町、北方町、大町町、江北 町、白石町及び有明町並びに藤津郡太良町、塙田町及 び嬉野町）

森林法の一部を改正する法律（平成15年法律第53号）附則第3条第1項及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）附則第14項の規定により地域森林計画を変更したので、次のとおり当該地域森林計画の変更を縦覧に供します。

平成16年1月23日

佐賀県知事 舌川 康

総覽する森林計画	総 覧 場 所
佐賀西部地域森林計画区	佐賀県水産林務局林政課及び各農林事務所 関係市役所及び町村役場（唐津市、伊万里市、東松浦郡浜玉町、七山村、厳木町、相知町、北波多村、肥前町、玄海町、鎮西町及び呼子町並びに西松浦郡有田町及び西有田町）

森林法の一部を改正する法律（平成15年法律第53号）附則第3条第1項の規定により地域森林計画を変更したので、次のことより当該地域森林計画の変更を総覽に供します。

平成16年1月23日

佐賀県知事 古川康

1 開催の日時及び場所

日時 平成16年2月13日（金）午後1時30分から午後4時30分まで

場所 烏栖市本烏栖町1819番地 サンメッセ鳥栖

2 公聴会において意見を聴こうとする都市計画案

鳥栖基山都市計画の変更

3 都市計画案の概要

(1) 変更の対象とする都市施設

鳥栖基山都市計画における道路

(2) 変更の対象とする道路

3・4・104号 飯田蔵上線

(3) 変更の内容

都市計画を定める土地の区域の変更

追加する部分 烏栖市飯田町字中の坪、重田及び川巡地内、姫方町字川

原田及び牟田地内、原町字牟田及び下原地内並びに曾根崎

町字ウグメ田、遠島及び原口地内

4 都市計画案の縦覧場所

鳥栖基山都市計画の変更案は、佐賀県土木部まちづくり推進課、鳥栖土木事務所及び鳥栖市建設部都市計画課で平成16年2月13日（金）まで縦覧に供します。

5 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成16年2月6日（金）までに意見の趣旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した書面（公述申出書）を佐賀県知事に提出してください。

6 公述申出書の提出先及び公聴会に関する問い合わせ先

佐賀県土木部まちづくり推進課

佐賀市城内一丁目1番59号（電話0952-25-7326）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び佐賀県都市計画公聴会規則（昭和45年佐賀県規則第37号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成16年1月23日

佐賀県知事 古 川 康

1 開催の日時及び場所

日時 平成16年2月13日（金）午後1時30分から午後4時30分まで

場所 烏栖市本烏栖町1819番地 サンメッセ鳥栖

2 公聴会において意見を聴こうとする都市計画案

鳥栖基山都市計画の変更

3 都市計画案の概要

(1) 変更の対象とする都市施設

鳥栖基山都市計画における道路

(2) 変更の対象とする道路

3・3・103号 久留米甘木線

(3) 変更の内容

都市計画を定める土地の区域の変更

追加する部分 烏栖市姫方町字嫁坂、障子田、甘草及び百々田地内並びに幡崎町字幡崎、前田、牛相、藤ヶ瀬及び平田地内

削除する部分 烏栖市姫方町字嫁坂、岸下、本川及び池の土地内

4 都市計画案の縦覧場所

鳥栖基山都市計画の変更案は、佐賀県土木部まちづくり推進課、鳥栖土木事務所及び鳥栖市建設部都市計画課で平成16年2月13日（金）まで縦覧に供します。

5 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成16年2月6日（金）までに意見の趣旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した書面（公述申出書）を佐賀県知事に提出してください。

面（公述申出書）を佐賀県知事に提出してください。

- 6 公述申出書の提出先及び公聴会に関する問い合わせ先
佐賀県土木部まちづくり推進課

佐賀市城内一丁目1番59号（電話0952-25-7326）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、佐賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したいので、同法第

- 17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。

なお、鳥栖市及び基山町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成16年1月23日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画の種類

佐賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 鳥栖市

(2) 基山町

3 縦覧場所

(1) 佐賀県土木部まちづくり推進課

(2) 鳥栖土木事務所

(3) 鳥栖市建設部都市計画課

(4) 基山町都市計画課

4 縦覧期間

平成16年1月23日から平成16年2月6日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、佐賀都市計画区域の区分に関する都市計画を変更したいので、同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。

なお、佐賀市、諸富町及び大和町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

- 4 縦覧期間
平成16年1月23日から平成16年2月6日まで

平成16年1月23日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画の種類

佐賀都市計画区域の区域区分

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 佐賀市

(2) 諸富町

(3) 大和町

3 縦覧場所

(1) 佐賀県土木部まちづくり推進課

(2) 佐賀土木事務所

(3) 佐賀市建設部都市政策課

(4) 諸富町総務課

(5) 大和町建設課

4 縦覧期間

平成16年1月23日から平成16年2月6日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年1月23日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

鳥栖市鉢田町字牟田275番15、292番1、292番9及び292番12

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中村武雄
鳥栖市古野町854番地

都市計画区域の区域区分に関する都市計画を変更したいので、同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。

なお、鳥栖市及び基山町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成16年1月23日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画の種類

鳥栖基山都市計画区域の区域区分

2 都市計画を定める土地の区域

申購
込先
料

一か年三、八〇円（送料共）
佐賀県総務部総務学事課

平成十六年一月二十三日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川康行

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画（株）